

1 事務監査

(1) 総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 負担金支出に係る適正な事務処理を求めるもの</p> <p>市が負担金を支出し、かつ、市に事務局が置かれていた「福岡・唐津広域交流協議会」については、平成14年度をもって解散しているが、平成14年度決算において翌年度への繰越金が計上されており、実査日現在においても精算未了のままとなっていた。適正な事務処理をされたい。（企画課長）</p>	<p>【措置済（H17.8.2）通知】</p> <p>ア 福岡・唐津広域交流協議会の精算未了であった繰越金については、平成16年8月をもって適正に事務処理を行い、精算した。</p>
<p>イ 物品管理事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。また、物品管理者は、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。しかしながら、国際交流事業及び福岡学生交流会館運営事業に必要であるとして、（財）福岡国際交流協会に無償貸与している物品の管理について、当初の覚書のみで、以後の管理がなされていないかった。</p> <p>貸与物品の管理について、適正な事務処理をされたい。（国際企画課）</p>	<p>【措置済（H17.8.2）通知】</p> <p>イ （財）福岡国際交流協会に無償貸与している物品については、現在の使用状況について（財）福岡国際交流協会から報告を受け、確認を行ったうえで、新たに福岡市と（財）福岡国際交流協会との間で国際交流事業及び福岡学生交流会館運営事業に必要な物品の無償貸与についての覚書を取り交わした。</p>

(2) 財政局

<p>基金に属する財産について効率的運用並びに適正な管理を求めるもの</p>	<p>【措置済（H17.8.2）通知】</p> <p>防犯灯、電柱の支線、及び電話線の設置と家庭菜園としての使用については、経緯は不</p>
--	--

<p>地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために基金を設けることができ、確実かつ効率的にこれを運用・管理しなければならない。しかしながら、財政局所管の土地開発基金に属する土地において、使用に係る適切な手続きがなされないまま、防犯灯や電柱の支線・電話線が設置されているもの、土地の一部が家庭菜園として無断で使用されているものが見受けられた。</p> <p>基金に属する財産については、関係法令等により適正な管理に努められるとともに、基金の設置目的に従い、土地の有効活用や確実かつ効率的な運用について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(財産管理課)</p>	<p>明であったが悪質なものでなかったため、次のとおり措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯灯 3 本については、地元校区内の安全・防犯対策上当該地への設置が必要と認められることから、地元校区自治協議会と土地使用貸借契約を締結した。</li> <li>・ 電柱の支線 1 本については撤去させ、10 年相当分の貸付料 28,179 円を徴収した。</li> <li>・ 電話線 1 本については、廃線であったため撤去させた。</li> <li>・ 隣接者による家庭菜園は、口頭及び電話にて中止を求め、今後とも使用しないこととした。</li> </ul> <p>なお、基金に属する土地の有効活用及び効率的な運用については、本市の行政需要を見極めたうえで今後検討していく。</p>
---	--

### (3) 環境局

<p>委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>設計書は当該業務に必要な経費を算定するための資料となるものであることから、数量の設定においては、業務の内容に応じたものとなるよう過去の実績等を勘案し、経済的に見込むなど慎重に行わなければならない。また、その業務内容に変更が生じた場合には、福岡市契約事務規則等の関係法令に則り、契約の変更手続きを行わなければならない。しかしながら、平成15年度「不法投棄防止警備業務委託」において、カメラによる監視業務の巡回日数の設定が実績に比べ過大であったと思われ、設定日数を下回った日数に係る委託料について、減額等の契約の変更手続きを行っていなかった。</p> <p>今後、委託契約事務に当たっては、適正な数量を設定するとともに、業務の内容に変更が生じた場合には、関係法令に則り契約の変更手続きを行うよう注意されたい。</p>	<p><b>【措置済 (H17.8.2) 通知】</b></p> <p>監視業務の巡回日数については、16 年度契約において 15 年度の実績を参考に設計日数を見直し、実際の巡回も設計日数に応じたものになるよう実施している。</p>
---	--

(4) 土木局

<p>物品管理事務について注意を求めるもの</p> <p>物品は、計画的に購入するとともに、常に善良な管理者の注意をもって保管、管理がなされ、物品出納簿によりその出納を整理しなければならない。しかしながら、平成14年12月に購入されたよかネットカードについて、購入時に購入した額が物品出納簿に記載されず、その後、随時購入したとして平成15年5月1日まで継続的に受け入れたように記載され、出納整理がなされていた。</p> <p>今後、物品の購入及び出納に当たっては、福岡市会計規則に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。(道路管理課)</p>	<p>【措置済(H17.8.2)通知】</p> <p>よかネットカードの購入及び出納については、福岡市会計規則に則り、購入時に購入した額を物品出納簿に記載した。</p> <p>なお、物品の購入及び出納に当たっては、福岡市会計規則に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
--	--

(5) 建築局

<p>委託成果品の有効活用について注意を求めるもの</p> <p>委託により得られた成果品については、有効に活用しなければならない。しかしながら、平成15年度「まちのルールづくり周知・啓発推進委託」において、建築協定や地区計画を活用したまちのルールづくり周知・啓発用として制作したビデオテープについて、関係課等への配布がなされていなかった。</p> <p>委託により得られる成果品については、有効に活用されるよう十分注意されたい。</p>	<p>【措置済(H17.8.2)通知】</p> <p>まちのルールづくり周知・啓発用として制作したビデオテープについては、既に関係課等に配布済みであり、かつ、市政だより等を通じてその利用を促している。</p>
---	--

(6) 港湾局

<p>委託契約事務の適正化を求めるもの</p> <p>指名競争入札により契約を締結する場合は、競争入札有資格者名簿に登載された者の</p>	<p>【措置済(H17.8.2)通知】</p> <p>港湾局における契約事務について、平成16年4月1日以降に起工される契約課契約以外の委託及び工事契約は、業者の選定及び入</p>
---	--

<p>うちから，指名基準に基づき入札参加者を指名し，入札により最低価格入札者を落札者として決定した後，契約を締結することとなっている。しかしながら，平成15年度「博多港コンテナターミナルオペレータ育成方策検討調査委託」については，3者の指名競争入札による契約となっていたが，実際は，特定の業者を選定して業務を実施させており，書類上，競争入札の形式としていたものであることから，契約事務の手続きに関して不適切な事務処理であった。</p> <p>今後，かかることのないよう，事務処理のチェック機能を強化するとともに，再発防止策を検討されたい。 (計画課)</p>	<p>札等を部内の他の課で執行するものとし、契約に係わる相互チェック機能の確保及び適切な事務の執行を図った。</p>
---	--

## 2 工事鑑査

### (1) 建築局

<p>ア 設計積算について検討を求めるもの 平成15年度「平成15年度市営城浜住宅19棟全面的改善管工事」 (契約金額2,942万4,150円)</p> <p>当初設計においては，各住戸の私設水道メータは既設品を再利用することとなっていたが，給水方式の変更に伴い水道局所管の水道メータを設置することとなった。これに伴い私設水道メータが、本工事において産業廃棄物として処理されていた。</p> <p>今後は，市営住宅の改善工事等により発生する私設水道メータのリサイクル等を検討されたい。また，既存住宅の維持管理において，計量法に基づく有効期間の満了に伴い発生する私設水道メータについても併せて検討されたい。 (住宅部)</p>	<p>【措置済(H18.8.30通知)】</p> <p>工事及び有効期間満了に伴う市営住宅の私設水道メータのうち，水道局の規格に適合するものについては，水道局に譲渡し補修を行ったのち水道局水道メータとして再利用することとした。</p> <p>水道局への引き渡しは平成19年度からとなったため，それまでは建築局で保管する。</p> <p>水道局の規格に適合しないものについては，従来どおりスクラップ処分を行うこととした。</p>
<p>イ 施工管理について注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成12年度「平成12年度千代1丁目複合施設管工事」</p>	<p>【措置済(H17.8.2)通知】</p> <p>(ア) 食器消毒保管庫等の対象機器の固定については，「機械設備工事共通仕様書」に基づき床又は壁にて固定</p>

<p>(契約金額1億4,280万円)</p> <p>本設計によると,特記仕様書及び図面等に記載されていない事項は「『機械設備工事共通仕様書』による」となっている。</p> <p>この共通仕様書では,「燃焼機器のガステーブル,高さ1.0mを超える食器消毒保管庫等は,地震時に転倒及び位置ずれを起こさないように床又は壁に取り付けること」となっているが,本工事においては取り付けられていなかった。</p> <p>「機械設備工事共通仕様書」に基づき,適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(住宅建設課 保健福祉局 高齢者施設課関連)</p>	<p>した。また,所属職員に対し設計図書等に明記無き事項は共通仕様書に基づいた施工管理を行うよう研修を行い周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 平成15年度「平成15年度公営住宅八田第2団地家屋除却(その6)工事」 (契約金額1,512万円)</p> <p>「労働安全衛生規則」では,高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には,墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが,屋根撤去作業において,危険防止の措置がなされず作業を行っていた。</p> <p>今後は規則を遵守し,作業中の安全管理について,請負者への指導の徹底を図られたい。(建替整備課)</p>	<p>【措置済(H17.8.2)通知】</p> <p>(イ) 所属職員に対し「労働安全衛生規則」を遵守し墜落による労働者の危険を防止するため,作業床等の措置を講じるなど,周知徹底を図った。</p> <p>現在は請負者に対しても高所作業の安全管理について周知徹底を図っている。</p>

(2) 港湾局

<p>ア 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成15年度「箱崎ふ頭</p>	<p>【措置済(H17.8.2)通知】</p> <p>(ア) 設計時においてはより高い安全性を考慮し標準以上の鉄筋量で計上、し</p>
--	---

<p>( - 10 m ) 岸壁補修工事」 ( 契約金額 1 億 2,422 万 9,700 円 )</p> <p>コンクリート舗装の鉄網については、設計では標準となる鉄筋量以上の規格の鉄網で計上されていたが、その鉄網を使用する明確な根拠がなかった。つづいて、施工においては協議により標準の鉄網を使用されているが、その契約変更がなされていなかった。</p> <p>今後は、適正な契約変更をされるとともに、明確な根拠を持った経済的な設計積算を図られたい。</p> <p>( 維持課 )</p>	<p>かし現場では標準の鉄網を使用することで施工承諾しており、設計者・監督者間の協議不足であった。</p> <p>今後、両者間において十分な協議を図り、設計図書及び現場に合致した契約変更等の事務処理を行うよう指導した。</p> <p>また職員の研修を行い今後の業務に反映できるよう周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 平成15年度「アイランドシティ地区平成15年度3工区在来地盤改良工事」 ( 契約金額 7 億 5,600 万円 )</p> <p>a 埋立地の地盤改良において、サンドドレーン工法を採用して施工されているが、サンドドレーンの設計積算にあたって、施工単価に関する補正係数の採用に誤りがあった。</p> <p>今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>【措置済 (H17.8.2) 通知】</p> <p>a 地盤改良工事の積算については、「港湾土木請負工事積算基準」に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>b サイン塔の図面が設計図書に添付されていなかった。発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、図面による明示が必要である。</p> <p>( 建設課 )</p>	<p>【措置済 (H17.8.2) 通知】</p> <p>b 設計図書の作成については、設計意図が詳細かつ具体的に把握できる図面を添付するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>イ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの</p>	<p>【措置済 (H17.8.2) 通知】</p> <p>a 工事の積算にあたっては、現場条件を勘案のうえ施工方法や使用材料を十</p>

<p>(ア) 平成14年度「中央ふ頭地区下水管設置・撤去工事」 (契約金額5,339万4,600円)</p> <p>a 不用となった下水道管の撤去後、更地にする部分の埋戻しにおいて、地下水が多いことから砂で埋戻しがなされているが、地下水の影響のない部分は、真砂土等の安価な材料の使用を検討すべきであった。      今後は十分検討され、経済的な設計積算を図られたい。</p>	<p>分検討し、より経済的な設計図書の作成に努めるよう所属職員に対して研修を行い周知徹底を図った。</p>
<p>b 「労働安全衛生規則」では、差が2m以上の箇所で作業を行う場合に、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、掘削深さの計測作業において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。      今後は規則を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。      (工務課)</p>	<p>【措置済(H17.8.2)通知】</p> <p>b 施工時の安全管理については、「労働安全衛生規則」を遵守するよう施工業者に厳しく指導するとともに所属職員に対しても十分留意するよう研修を行い周知徹底を図った。</p>